

令和2年度 教育委員会 第8回定例会 議案

1 日 時 令和2年9月2日(水) 午後1時30分

2 場 所 教育委員会議室

3 日 程

(1) 開 会

(2) 報告事項

(3) 議 案

<非>第26号議案 令和2年9月県議会定例会に提出する議案

… 1

(4) 閉 会

<非> 第 26 号議案

令和 2 年 9 月県議会定例会に提出する議案

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づき、下記議案に同意する。

令和 2 年 9 月 2 日

静岡県教育委員会教育長

記

- 1 令和 2 年度静岡県一般会計補正予算（教育委員会関係）
- 2 損害賠償請求事件の提訴について

1 令和2年度静岡県一般会計補正予算（教育委員会関係）

（1）総括表

（単位：千円）

区 分	補正前の額	補正額	累計
教育委員会所管分	214,998,099	▲82,203	214,915,896
人件費	183,695,696	0	183,695,696
事業費	31,302,403	▲82,203	31,220,200
教育費	30,872,403	▲82,203	30,790,200
災害対策費	430,000	0	430,000

（2）事業概要

ア 新型コロナウイルス感染症対策に要する経費

（単位：千円）

事業名	<現計額> 補正額	内 容
高校生就職マッチング対策事業費	<20,000> 26,000	新型コロナウイルス感染症の影響による求人状況の落ち込みを踏まえ、就職コーディネーターを追加配置
特別支援学校外部専門員活用事業費	<7,440> 7,360	新型コロナウイルス感染症の影響による求人状況の落ち込みを踏まえ、特別支援学校の就労促進専門員の雇用期間を延長（国庫 1/3）
スクールバス新型コロナウイルス感染症対策事業費（新規）	<－> 125,000	通学時のバス内の密集・密接を解消するため、スクールバスを増車
ネット依存対策推進事業費	<3,000> 3,900	児童・生徒のネット依存の対策として、依存度を判定するためのWebシステムを整備
小計	162,260	

イ 「新しい生活様式」を踏まえた取組に要する経費

（単位：千円）

事業名	<現計額> 補正額	内 容
教育委員会SDOモバイルネットワーク整備事業費（新規）	<－> 166,800	在宅勤務を実施する環境を整備するため、教育委員会のSDOパソコン500台をテレワーク対応機器に更新
教育委員会デジタルオフィス整備事業費	<49,262> ▲17,420	SDOパソコンのテレワーク対応化により、今年度予定されていた更新費用を減額
学びを拓げるICT活用事業費	<199,200> 76,400	学校教育におけるICT活用を一層推進するため、県立学校のタブレット及びプロジェクトを前倒し整備
新時代の学びを支える教育環境充実事業費	<38,400> 50,400	学校教育におけるICT活用を一層推進するため、 ・県立学校に機器の初期設定を支援する技術者を配置（国庫 1/2） ・特別支援学校に入力支援装置を設置（国庫 10/10）
計	276,180	

ウ 見直し等による事業費の減額

(単位：千円)

事業名	補正額 (一般財源)	内 容
全国高校総体開催事業 費ほか 29 事業	▲224,047 (▲194,507)	事業の年間見込みを踏まえ、削減可能な経費を減額

エ その他

(単位：千円)

事業名	<現計額> 補正額	内 容
県立学校等長寿命化 事業費	<2,166,128> ▲298,096	沼津工業高校、清水東高校の建替えにおいて、スケジュールの見直し等により、今年度の予算を減額して債務負担行為を設定
特別支援学校超早期 教育推進事業費	<4,961> 1,500	聴覚障害のある乳幼児の支援体制を構築するため、静岡聴覚特別支援学校に乳幼児教育相談マネージャーを配置 (国庫 10/10)
計	▲296,596	

(3) 繰越明許費

(単位：千円)

事業名	金額	説明
教育総務費	166,000	国の補正予算に係る教育委員会 SD0 モバイルネットワーク整備事業において、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。

(4) 債務負担行為

(単位：千円)

事項	工事予定額	令和2年度 計上予算額	債務負担行為 限度額	期間
高等学校校舎解体工事契約 (沼津工業高等学校)	190,000	0	190,000	R2～3
高等学校校舎解体工事契約 (清水東高等学校)	106,000	0	106,000	R2～3
静岡県立富士山麓山の村 場内道路他解体工事契約	250,000	0	250,000	R2～3

2 損害賠償請求事件の提訴について

教育施設課

民事訴訟法（平成8年法律第109号）第133条の規定により、次の者を相手方として、損害賠償金の支払い請求の訴えを静岡地方裁判所へ提起し、第一審の結果必要がある場合は上訴することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により議決を求めるものである。

相 手 方	内 容
愛知県名古屋市名東区姫若町3番地の2 KTCビル5階 E L J ソーラーコーポレーション株式会社 代表取締役 小谷 謙二	平成30年9月30日から平成30年10月1日の間に発生した、静岡県立駿河総合高等学校の太陽光パネル飛散事件において、県が被った損害金の請求

第8回定例会 報告事項

番号	項 目	Page
1	<非>令和2年9月県議会定例会に提出する報告案件 【配布報告】	1

令和 2 年 9 月 県議会定例会に提出する報告案件

令和 2 年 9 月 県議会定例会への教育委員会関係の報告案件は以下のとおり。

1 専決処分事件の報告について

教育総務課

(1) 要 旨

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、令和 2 年 8 月 28 日次のとおり専決処分したので報告する。

(2) 内 容

県は、交通事故による損害賠償事件について、次のとおり損害賠償し、和解する。

賠償金額	1, 040, 600 円
賠償・和解の相手方の住所、氏名	富士宮市三園平 1100 番地 国土交通省 中部地方整備局 富士砂防事務所長 加藤 仁志
和解事項	今後、本件について、裁判上、裁判外においても、いっさいの請求を行わない。
事件の概要	令和 2 年 3 月 24 日、県有車両が、御殿場市中畑 2092 番地の 5 地先路上において、国土交通省中部地方整備局富士砂防事務所所有の電柱に接触し、損害を与えたものである。